

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成28年10月4日（火）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

司会者 安藤 範 樹（広島地方裁判所刑事第2部部総括裁判官）

裁判官 細 田 裕 司（広島地方裁判所刑事第2部裁判官）

検察官 中 山 一 郎（広島地方検察庁公判部長）

弁護士 川 島 好 勝（広島弁護士会所属）

裁判員経験者（1番）（40代 男性）

裁判員経験者（2番）（70代 女性）

裁判員経験者（3番）（60代 女性）

裁判員経験者（4番）（40代 女性）

裁判員経験者（5番）（30代 男性）

裁判員経験者（6番）（50代 女性）

裁判員経験者（7番）（60代 男性）

裁判員経験者（8番）（40代 女性）

4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

○司会者（安藤裁判官）

それでは定刻になりましたので、裁判員を御経験いただきました方との意見交換会をこれから始めたいと思います。開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

本日は皆様には非常にお忙しい中、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございますございました。

この意見交換会は、裁判員等を御経験いただきました方の御経験を伺いまして、私ども法曹、法律家がより良い裁判員裁判を目指すための参考にさせていただきたいということで開くものでございます。皆様にはせっかくの機会でございますので、忌憚ない御意見を伺いたしたいと思います。

本日の司会進行を務めさせていただきます安藤でございます。刑事2部で裁判長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日御参加いただきます検察官、弁護士、それから裁判官の自己紹介を簡単にお願いたします。

○法曹三者（中山検察官）

どうも皆さんこんにちは。広島地方検察庁公判部公判部長の中山と申します。今日は皆様の率直な御意見をお聞かせいただけることを楽しみに参りました。本日はよろしく願いいたします。

○法曹三者（川島弁護士）

皆さんどうもこんにちは。弁護士の川島と申します。広島弁護士会の中に裁判員制度委員会という委員会がありまして、その副委員長をしております。今日は経験された皆さんの率直な御意見を聞いて、ぜひ勉強をさせていただきたいと思って参りました。どうぞよろしく願いいたします。

○法曹三者（細田裁判官）

皆さんこんにちは。私は広島地裁の刑事2部の裁判官をしております細田と申します。本日は本当に貴重な御意見を伺えると、大変楽しみにしておりました。今日伺った内容を踏まえてまた今後も勉強していきたいと思っておりますので、本日はどうかよろしく願いいたします。

○司会者（安藤裁判官）

それでは早速意見交換会を始めたいと思います。

初めに1番の方から順番に裁判員，補充裁判員を経験されてどのような感想や御意見をお持ちなのかということ，簡単にお話しいただければと思います。

まず1番の方からお願いします，1番の方の担当された事件というのは，建造物を放火して，その未遂に終わったという事件で，自宅を放火しようとした被告人の事件です。この事件につきましては，被告人の刑を定めるに当たって，医師の証人尋問を行いまして，それがどのように犯行に影響を与えたかということが問題になった事件というふうに伺っております。

それでは1番の方，お願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

どうも，経験者1番です。よろしくお願いいたします。

去年の話になるので少し曖昧な部分もあって，またちょっとこういった会場で緊張しておりますので，上手にしゃべられないかもしれませんが，よろしくお願いいたします。

まず経験してどのようなことを感じたかということなんですが，言葉では知っておりましたけれども，実際にやってみるのとでは大違いで，こういった制度とか仕組みを理解するには非常に私自身では良い経験をさせていただいたというふうにまず思っております。

何人かの方と意見を交わす中で，いろいろなやはり意見とか価値観とかをもってお話しされるんですが，それぞれが非常に根拠もあつたり等々，逆に気づかないところを参考にさせてもらいながら，話を交換することができたというのをすごく印象に覚えております。

一方で，やはりこういった実際に裁判をするということで，その人の何かこの先に影響を与えるようなことをやっているというようなことを改めて感じたときに，

非常にすごく重たいことをやっているのだなというふうなことを、その当時感じました。

またこういう制度についてなんですけれども、もちろん私は経験したというところで非常に肯定的にとらえているつもりなんですけど、別の方の中では、やはりここまで時間を割くということに対しての温度差とかいうものを話す中で感じたときもあります。

それとあと、一定の専門性をやはり伴って話というのはしていくようになるんですけど、特に法律とか、やはり我々素人の意見を集約するということに対して、本質がどこまで実際要るのかなというところは、ちょっともう少し理解が深まればなと思ったこともありました。以上です。

○司会者（安藤裁判官）

どうもありがとうございます。それでは次に2番の方をお願いいたします。

2番の方が担当された事件は、介護施設で患者が転落いたしまして、その職員が救急車を呼ぶなどの適切な処置をしなかったということで、保護責任者遺棄ということが問題になった事件で、被告人の行為と死亡の結果ということに因果関係があるかどうかということが問題になり、医師の尋問が行われたというように聞いております。

では2番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

2番です。よろしくをお願いいたします。見て御覧のとおり、もう辞退もできる年齢でしたので、辞退も可能だったんですけど、とても良い経験ですのでさせていただきます。

12月、もう暮れも押し迫っていたころで、主婦としてはとても忙しいころだったんですけど、ちょっと無理かなと思っていたんですけど、日程的にも体にこたえる

こともなく、また適度な集中力も保てるような時間設定もしていただきましたので、本当に真剣に討議できてやらせていただいて、とても良い経験になったと思っております。

私はふだんは相談業務をやっているんですけども、やはりこの裁判を通じて「あ、本当に証拠に基づいて真剣に、公平に、中立的に相談にも応じよう。」と、今後の仕事にもとても役立っております。

ちょっとメンバーの皆さんの中で、とてもこの裁判に出やすい職場の方と、自分の個人的な休暇をとってしかも職場に遠慮をしながらという、そのあたりをもう少し社会的に応援できたらいいのかなと、制度そのものに少し社会の、もう少し思いやりが欲しいなと思ったりもしました。

判決に至る中では、やはり一般主婦としての世の中の常識的なものの集約で、その方に気付いていただくことが大事なのだなということなども勉強させていただきまして、とても良い経験をさせていただいたと思っております。以上です。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。では次に3番の方をお願いいたします。

3番の方が御担当いただきました事件は、酔った被害者に絡まれた被告人が、それに応戦するような形で暴力を振るってしまい、相手を死なせてしまったという、傷害致死の事件だということで、被告人の行った行為と死亡の結果というのに因果関係があるのかどうかというところが問題になり、医師の証人尋問が行われたということでございます。

では3番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（3番）

よろしくをお願いいたします。この事件は何かすごく難しい事件で、事件が起こったのが3年ぐらい前だったんです。その事件を通して、はっきり言って、一番最初

に裁判所の中に入ったときに「え、どの人が犯人。」というような人だったんです。すごく真面目そうで、何かきちっとした受け答えをされて。

何かするのにその人の人生を知って被告人の人生を左右することにすごく責任を感じまして、自分の立場の大きさというのか、それを実感しまして、何かすごく毎日裁判が終わるたびに帰って頭が痛くなって、「ああ、その人の人生を私たちが決めていいのだろうか。こんな事件、よく分からない事件だし。何か難しい言葉も出てきたりして、大丈夫なんだろうか。」という、何か疑念というのか、そんなのを感じまして。

でも良い経験にはなりました、余りしゃべったらいけないのかどうかよく分かりませんが、「裁判員になったんですよ。」と言って、「みんな、もしそんなのがあったら参加してみられたらいいと思います。」ということをお伝えしました。以上です。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございました。では次に4番の方、お願いいたします。

4番の方は、母親が自閉傾向を持つ子供を仮眠中に首を絞めて殺害してしまったという事件で、やはり動機の解明等につきまして、被告人の精神状態などが問題になり、医師の証人尋問が行われたという事件だということでございます。

ではお願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

お願いします。私が担当をさせていただいた事件は、被告の方が自白というか、「自分がやりました、ごめんなさい。」といった感じの裁判だったので、あとは被告の方がもうお年だったので、痴呆が始まったりとかして、そういうところもちょっと判決のほうでどうなのかなというのもあるって、また亡くなられた方が息子さんで、障害があったので、私とかからしてみれば、どのぐらい刑を軽くしてあげたく

なるかというような感じの事件だったんですけれども、ちょっと感情的に難しいと言えば難しい感じの裁判でした。

最初からずっと「私がやりました。」という感じだったので、簡単と言えば簡単なかもしれないんですけど、あとは刑を決めるのがかなりしんどかった思いがありました。

でも、裁判を始めるときに、お医者さんが痴呆がどれぐらい進んでいるかという話をされて、痴呆がかなり進んでいるという難しい話をされたんですけど、一応やったことは認めているから裁判にはなります、みたいな感じで始まったので、ちゃんと被告の人と話ができるんだということでは、ちょっと内心ほっとした覚えがあります。こんな感じです。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。では次に5番の方をお願いいたします。

5番の方は、親族がなたを凶器として使ったという殺人未遂の事件で、首のけがや後遺症の原因などがどういうことになって生じたかということで、医師の証人尋問を行い、そのことに基づいて判断をしたという事案だというふうに聞いております。

それでは5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

よろしく申し上げます。私はもともと裁判員裁判の制度ができてから「やってみたいな。」という思いでいたんですけど、実際にそのチャンスが巡ってきたということで、すごい「よし、やってやるぞ。」という意気込みで参加しました。

会社のほうは審理の日数が10日間とか長い日数だったので、ちょっと「辞退してくれないか。」というふうに言われたんですけど、会社のほうを押し切って、反対を押し切って参加させてもらいました。

親しい友人とかにこの裁判員になったんだとちょっと話したら、「被告人の将来を決めることというのは恐くないか。」と言われて、「あ、そうだな。」と何かちょっと、大変なことを任されたんだなということを思いました。で、また、真剣に取り組まないといけないなということを思いました。

事件については、被告人のほうが否認していたので、本当に殺意があったかどうかというの、考えるのが難しい事件だなと思いました。総じて良い経験ができたなということは思いました。そのぐらいです。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。5番の方が経験いただいた事件はほかにも殺意とか正当防衛とかというのが問題になったというようなケースだったということです。

では次、6番の方お願いいたします。

6番の方は、弟から金を無心されて、暴行を受けていたという被告人が、包丁で弟を殺害してしまったという殺人の事件です。これにつきましては、知的障害の被告人ということですが、それが犯行にどう影響を与えたのかということが、刑を決める上で問題となったということで、その観点から医師の証人尋問が行われたということでもあります。

では6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

どうぞよろしく申し上げます。確かに今おっしゃられたように、知的障害がその殺人にどう影響したとかということをすごく話し合った期間だと思います。

このことはいろいろな人がいろいろな意見をもって考え方をもち、話して、その中で出した結論だと思っているので、時々本当によかったのかなという気持ちはあるんですけど、その議論を重ねたプロセスがすごく私の中では非常に活発な意見を出す環境にもあったし、納得しているので、時々本当によかったのかなと、皆さ

んが言われるように、よかったのかなという思いはあるんですが、そのプロセスをもう一回思い返すことによって、自分の中で、まあ、「これでよかった。」という表現は妥当かどうかは分かりませんが、「うん、これでいいんだろう。」と自分の中では納得をさせています。

裁判員をやっていく中で思ったのは、流れとかは事前に聞いて、自分もそれなりに対応していたつもりなんですけど、やはり今回またこういう資料を見返したときに、「あ、何かこんな文字を読んだっけ。」というような、見返すと改めて「あ、ここは自分が理解していたのかな。」と思うような部分もあるので、やはりなかなかうまく対応できていたのかどうかというのはちょっと疑問にありますけど、これに対しての対応策があるのかどうかというと、分かりませんが、やはり何かもっとすっと入るといえるか、もっと理解が深まればもっといい意見が出せたのかなという反省点は今感じています。以上です。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。では次に7番の方、お願いいたします。

7番の方の事件は、いわゆる金融業者から借金をしていた被告人が、借金を免れて、なおかつ現金を奪うために、その借金をした相手である被害者を殺害したということが主張された、強盗殺人の事件ということになります。

実際にどのような暴力を振るったのかということが問題になって、灰皿を使ったようですが、それがどこにどのような暴力を振るったかということで、法医学の関係の医師の証人尋問が行われたということでもあります。

では7番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

7番です。よろしく申し上げます。私自身余り学歴もなく、職業も土木建築といっって、専門的な分野、一応の地方公務員とはいうんですけども、なかなかみんなの

場でお話をするというようなことがないものですので、余りうまくしゃべる自信はありませんけど、裁判員裁判になったということ自体が、裁判所から文書が送られてきた内容を見まして、裁判員裁判には向かないというようなチェック項目が見当たらずで、何人もおられるので、自分自身も当たることはないだろうというような気持ちで出しました。

そうすると、なぜか当たったというようなことで、当たったと言っても、また裁判所で抽せんがあるから、裁判所へ行くことはないしというようなつもりで来たんですが、本当に当たってしまいまして、どんなことをすればいいのかなというようなのが、不安が先に立ったようなことでございました。

この裁判の案件ですが、お医者さんの言われるのには、さっき裁判長が言われましたように、灰皿で強打したというようなところが一番大きなネックで亡くなったと言われたわけですけども、被告人のほうは「胸を強打したことはない。」というようなことで、何か食い違いがあったというようなところで、裁判長と裁判官の方と話し方がすごく分かりやすいような形で話をされて、ある程度裁判所に来ると、今も緊張していますけども、言葉にならないのではないかなというような気もあつたわけですけど、皆さんのおかげで無事に終わったというようなところがよかったです。

今回の意見交換会も、今まで全部務めたことを最後までやり遂げないと自分自身も何か中途半端なことでやめるというのも何か納得できなかったもので、応募しましたら、今回も当たったというようなことです。

職場においても、私ももう65歳、今度66歳になるんですが、一応退職してある程度エルダーというような身で、嘱託員として勤務しているんですが、仕事の内容もある程度軽減できたし、休みも取れるということで、気持ちよく職場のほうからは送っていただきました。

そしてまた地域の方についても、近所でちょうど葬儀があつたんですけども、自分自身は悩んだんですが、地域の方の理解もあつたりして、「葬儀の役員はほかの

地域から呼ぶから安心していきなさい。」というようなことで、参加しました。

2度とできない裁判所での出来事に参加したということは、自分自身にとっては、子供あるいは孫、そういったようなことを含めても、ある程度良いこと悪いことというようなところでの節度といたしますか、そういったことをきちんとしないといけないというようなことを感じました。

この私の担当した事件ですけれども、やはり小さいときからの生い立ちが響いてきたかというところは私自身も身にしみました。余り良い内容にはなっていないかと思えますけれども、感じたことをちょっと話させていただきました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。では最後に8番の方、お願いいたします。

8番の方は、保護施設にいる被告人が、人に襲われているというような妄想を抱きまして、何とか警察、消防を呼びたいというようなことで放火をした事件で、建造物放火の事件です。

この事件につきましては、被告人が精神病を患っておりまして、心神耗弱、いわゆる著しく善悪の判断や自分をコントロールする能力が劣っていたということの限度では、検察官、弁護人間で争いがなかったわけですが、検察官はその限度にとどまると、弁護人はさらにそういう能力が喪失している状態であったということを主張されて、被告人にどの程度の精神病の影響があったかということが問題になった事件で、医師の証人尋問が行われたという事件だということです。

では8番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（8番）

よろしくお願いいたします。私も5番の方と同じで、裁判員裁判の制度が始まったときに、ちょっとやってみたいという気持ちがすごくありまして、ただこればかりは本当にそういうタイミングでないとと思っていたんですが、このたび裁判員を

経験させていただく機会を得たので、とても私としては意欲を持って取り組んでいけたかなとは思っています。

その裁判員制度の中の私は補充裁判員という立場でなりましたので、正直気持ちはちょっと楽だったのと、あと、その裁判の内容もやってみたいと思いつつも、ちょっと殺人とかそういう人が殺められたとか、そういう話だと、ちょっと辛いなど思っていたので、そのときに先ほど言われたように、放火未遂ということで、人の命が直接どうこうというものをみんなで話し合うことではなかったもので、その点でも気持ちは少し楽に思いながら取り組むことができました。

この裁判員に選ばれたときに職場のほうにも伝えましたら、やはり上司のほうとかに伝えたときに、誰も職場でまだ経験した者がいなかったもので、「あら、大変ね。」ということで、みんな自分もそういう、選ばれることがあるのかなというふうに、ちょっとみんなも身近に感じたみたいで、快く特別休暇という形で、私が最初だったのでちゃんと休暇のほうも検討されて、今後もそういう機会があれば次の職場の者も参加できるようにという制度にはなっていました。

この裁判で補充という形ではあったんですが、やはりみんなで裁判に参加して、その後の話合いとかも、あと、同じようにみんなと同じような立場で意見も伝えることができましたし、いろいろ分かりやすく裁判長の方や裁判官にもその経緯とか説明をしていただけたと思うので、その点では分かりやすかったんですが、ただ、私も今こうやって読み返してみると、ちょっと忘れていた部分とかそういうのもあったなと思って、ちょっと今日のこの発言をさせていただくのに、ちょっと違うことを伝えてしまうのではないかと思って、ドキドキしています。

最後に一応こういう形で裁判員制度に参加できたことによって、新聞とかニュースとかというメディアに触れたときに、やはり前よりも敏感にいろいろとニュースを読むこともできるようになって、社会のそういう事件についてもちょっと深く考えていけるようになったかなとは思っています。以上です。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

今皆さんも聞いていただきましたとおり、それぞれ今回お集まりいただきました皆さんについては、お医者さんが証人として尋問が行われているという事件です。これは審理で最終的な結論を出すに当たりまして、お医者さんなどの専門的、専門家の話というのが審理に重要だということで行われたということでもあります。

さて早速なんですけど、皆様にお尋ねしたいのは、審理の最初に起訴状というのを読み上げて、どういうことが裁判で問題となっているかということがまずお分かりになったと思いますが、その次に、冒頭陳述というのがございます。検察官、弁護人がそれぞれに行うものですが、検察官、弁護人がそれぞれこの事件についてどういう見立てを行っているのか、それから、これから審理に参加していただきまして評議をして結論を出していただく皆様には、どういうところに注目してもらいたいかということが、冒頭陳述でプレゼンテーションとして行われているということだと思っております。果たしてこの冒頭陳述がそれぞれ皆様には分かりやすいものだったか、それで事件のそれぞれの言い分なり問題点が頭に入ったでしょうかということをお尋ねしたいかと思っております。

まず冒頭陳述につきまして、検察官、弁護人、いずれの冒頭陳述のほうでも結構ですけれども、分かりやすかったということ、またそういうような印象をお持ちの方はいらっしゃいますか。もしいらっしゃいましたら、手を挙げていただきたいんですが。いかがでしょうか。

（挙手）

○司会者（安藤裁判官）

では逆に分かりにくかったとか、難しかったというふうにお感じになった方はおいでですか。どうでしょうか。

（挙手）

○司会者（安藤裁判官）

それでは6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

一番最初に目にしたのがこの冒頭陳述のメモだったと思うんです。しょっぱなに
入ってきたものですから、検察官のほうはちょっと図もあったりとかして、すごく
分かりやすかったという感想を持っています。

一方、弁護士さんのほうは、ちょっと字がすごく多くて、あとは、情緒に訴えか
けるような感じもとれたので、頭に入ってきたのはやはり検察官の資料でした。そ
こをもとにして、いろいろ私の中では意見を出していたので、検察官のメモとか資
料に誘導をちょっとされているのかなというようなことも、それは良いのか悪いの
か分かりませんが、何かそういう感想はありました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

今のお話ですと、分かりやすかったというのは、例えばこの事件それぞれがどう
いう事件の見立てをして、何が問題だったか、どういうところを裁判員の人に見て
もらいたいかと、こういうことは正しく伝わったということで伺ってよろしいので
しょうか。それとも、またちょっとそれとは違うことなのでしょうか。どうでしょ
う。

○裁判員経験者（6番）

それは正しく理解できていると思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。では5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、私も全く同じでして、検察官のほうの冒頭陳述のほうがすごい図があつて分かりやすかつたんですけど、やはり弁護士の方の資料はすごい字ばかりで、ちょっと分かりづらくはなかつたんですけど、内容を詳しく書いてあつて分かりやすかつたんですけど、すごい、何か差が激しくて、ちょっと何か比較がしにくいというか、ちょっと差があり過ぎたなという感じはしました。

○司会者（安藤裁判官）

弁護人のほうの冒頭陳述というのは、字が細かくて、情報量がちょっと多過ぎたということなのでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

多過ぎるということではなかつたんですけど、どっちかというところ、検察側のほうが何か情報量が少ないのかなというふうに思っていました。

○司会者（安藤裁判官）

この事件では、どうやってけがをしたのかということが問題になっていて、そのことで専門家、お医者さんの話を聞くということが、審理が行われたようですねけれども、最初のそれぞれの冒頭陳述で、そういうところが重要で、お医者さんの話がそのことを解明するために重要なんだということは、冒頭陳述の段階で伝わりましたでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

そこが伝わったかと言われると、ちょっと、余り覚えていないところもあるんですけど、やはり、医者から見てこれが致命傷かどうかということは、重要なのだろうなというのは思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。では2番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

検察官の冒頭陳述というのは、やはり声の大きさであるとか、テンポであるとか、間であるとか、私たちにとても分かりやすい、とてもお上手な説明の仕方だったかなと思っております。そうしてくださると、分からないことも分かってくるような気がしまして、メモにまた目が行くような気がしました。

弁護士さんはやや控え目に、やはり情に訴えるようなところがあって、どこを争点としたらいいのかなと感じたような次第でした。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

むしろあれでしょうか、最初にどういう問題点かというところでは、情に訴えるというところよりも、どちらかというと理路整然と問題を指摘してくれたほうが分かりやすいということなのでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

事前説明でやはり「証拠に基づいてのみ判断してください。マスコミとかインターネットとかで惑わされないようにしてください。」という事前説明があったので、やはりその場の証拠だけを争点としたかったんですが、情を言われますと、ちょっとどうしようかなという思いが最初からありました。

○司会者（安藤裁判官）

あと、もうちょっとお尋ねしたいんですが、この事件では、弁護人のほうも図を

示して冒頭陳述などを行っているようなんですけれども、こういうような、実際に言葉でどう説明したかというのはちょっと分からないんですが、図を使った形で何かプレゼンテーションを行うということで、分かりやすさという観点ではいかがだったでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

テレビモニターも二人に1台ございましたし、時系列を追って説明をしていただきましたので、非常に分かりやすかったと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

この事件は保護責任者遺棄致死ということで、実際に被害者が発見されてから適切な処置をどの段階でとっていれば助かったのかということで、多少時間的な問題があったということなので、それを時系列といいますか、表、図を使って説明したという事件だったということですね。

○裁判員経験者（2番）

はい。

○司会者（安藤裁判官）

ほかの方はいかがでしょうか。では4番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（4番）

私のときにも一番初めの段階でその現場の証拠写真を見せていただいたんですけども、一応気分が悪くならない程度にちょっと隠したのを、一番初めの段階で見せてもらって、そしてその裁判所でも一応モニターで、ただ見せていただいたりと

かして、説明は多分検察側の「こういった感じでこういうふうにして殺害が起きました。」という、はっきりした証拠というか。

でも、どんどんがんがんきつい感じでしゃべられて、でも弁護士さんのほうはシユンとした感じで、はい、そうなんですけど、あとはもう、周りも刑を軽くしてくださいと言っているから、とにかく刑を軽くしてくださいという感じで、だから、弁護士さんは後手後手に回って、とにかく、「かわいそうなんだから。」みたいな感じでずっと裁判中はそんな感じでした。

○司会者（安藤裁判官）

今のは、実際は何か写真とか映像がちょっとショッキングなものがあったということなのでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね。実際その現場の写真、被害者の人の、とりあえず顔だけを黒く塗りつぶした状態で、こんなふうにロープを巻かれてとか、そういう感じの、その現場の写真をそのまま見せていただきました。

○司会者（安藤裁判官）

そういう現場の写真を見たことが、判断に役に立ったか立たなかったのとか、必要があったかなかったかとか、そういう観点はいかがでしょうか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね。だから、検察官のほうのそういう資料でそういう写真を見せてもらったことで、強い殺害の意思があったんですよ、という流れにもっていったのかなという感じはしました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

今多少その後の証拠調べの中身の話にも入ってきたようですけども、もう一度では、冒頭陳述というところに絞ってお尋ねしたいと思うんですが、今度は逆にこちらのほうから伺わせていただいてもよろしいですか。

3番の方、3番の方の事件というのは非常に争点が多くて、あと、結局3人のお医者さんの証人尋問が行われたという事件ですね。どういう原因で死亡したのかというところが問題になったと。非常に難しい事件だとも先ほどおっしゃっていました。

そういうような、この事件の問題点がこういうところにあって、そこに至ったというところは、最初の検察官や弁護人の説明から御理解いただけましたでしょうか。どうでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

最初はこの事件は簡単な事件だと思っていたんです。何でこんなに日にちがとうか、年月が経っているのかなという危惧はあったんですけど。でもよくよく聞いてみれば、何が原因で亡くなられたかというのが争点だったみたいで、それぞれ日にちが経ち過ぎているから、言っては悪いんですけど、その証人の人たちの意見もちょっと曖昧だったんですよ。

先生方が出てこられて、「今まではこうでした、ああでした。」と言われても、結局頭が原因で亡くなられたのか、首が原因で亡くなられたのか、その原因が分からなくて、それですと毎日毎日ちょっと争っていたんですけど。

はっきり言って、冒頭陳述のときは、検察官の女性の方がすごく理路整然とものを言われて、「は、すごいな。」とか、ただそれだけのことで、不謹慎なんですけど、「あ、すごいな。」とか思って、こっちのほうの弁護人の方が今度はちょっとたじたじという感じだったんです。

だから「これは真剣にやらないといけないわ。」という感じでちょっと余り冒頭陳述のことは覚えていないんです。そして日にちがたち出して、いろいろ裁判官の方とかいろいろ聞いて、「あ、なるほど。」とは思ったんですけど、何せもう、皆さん年月が経ち過ぎて、よくわからないみたいな感じ、警察官の人もいつ臨場して、どうのこうのという話になったんですけど、何か覚えていらっしゃらない。何でこんなに時間がかかったのかというのが。もう少し早く裁判をされていると、もうちょっと何かあったのではないかなという感想は持ちました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

そうすると、要は冒頭陳述の段階では、まだこの事件の難しさとか、こういうところが本当に問題なのだということころは、十分うまく伝わらないところがあったということになりますでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。最初はこの事件のことをおっしゃられたんですけど、言っただけ、何か、無責任なんですけど、ちょっとぼうっと聞いていて、ちょっとすごく緊張して、その雰囲気。それで、「ああ、なるほど。」としか思えなくて。それで部屋に帰って見直してみると「あ、なるほど、そうだったのか。」という感じで。その場では頭が真っ白でした。だからちょっとよく分かりませんでした。すみません。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。冒頭陳述というと意外とまだ審理の最初の段階なので、今お話しいただきましたようにちょっと真っ白だったというのは、ある意味では冒頭陳述そのものの内容の難しさということころもあるかもしれませんが、緊

張しているということもあるのかもしれないと思うんですが、いかがだったですか。

何かなかなかその審理が始まった最初のころというのは、どちらかという緊張して余り頭に入らないというような方はいらっしゃいませんでしたでしょうか。どうですか。では8番の方、どうぞ。

○裁判員経験者（8番）

私も3番の方と同じだなと思って聞いていたんですけど、やはり裁判員になって、その後も最初からそういうふうに、午後からは裁判に参加させてもらって、何かあれよあれよと展開してしまったので、その中で全然ちょっと現実ではないような場面というか、そういう裁判所というところに身を置いて、やはりちょっといろいろなことに驚きとか戸惑いとかは感じました。

検察官の方と弁護人の方の発言とかも、聞いていないわけではなくてちゃんと一生懸命に聞いていたんですけど、やはりその場でよりは後からこういうふうに書面になったものを見返してみたときに、「あ、こういうことを言われていたな。」というふうに感じられて、やはりこの書面が先ほど皆さんも感じられていたように、検察官の方の書面はちょっと図式とかいろいろ分かりやすく、ぱっと見やすかったです。

弁護人の方の書面は、やはりちょっと見にくいというか、理解するのに読まなければという感じだったので、そういう点でも印象としては検察官の方の書面が見やすく、まずそちらのほうをちょっと見てしまったかなというのが私にあります。

あとは、実際にその法廷で話をされているときとかの様子を見ていても、私が裁判をさせていただいた事件は、ちょっと被告人の方もあやふやなというか、多分その意見を言われるときに、弁護人の方もちょっと、その展開が何か違ったのか、ちょっといら立っていらっしゃるような姿もあったりして、そういうところも実際に見て、何かいろいろ大変だなというのもちょっと感じましたし、でもそういう場面を実際に見させていただいたことで、より深くちょっと考えなくてはというふうに

は思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

そうすると、今お二方ほど後で書面を見返してこういうことだったのかと分かったというお話です。そうすると、審理の最初のころというのは、緊張ということも考えた上でなるべく情報というのは整理した上で、分かりやすくということがより大事になってくるということでしょうか。そういうような感じでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。こういったら何なんですけど、だらだら言われてもちょっと最初はパニックしているから、その雰囲気、向こうのほうでは傍聴人の人もいらっしゃるし、何が何やら分からないままに進まれたので、ちょっと最初はよく、だから箇条で「こうです、ああです。」と言われたほうが、だらだら書かれているよりもいいかとは思っています。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はまだ御発言いただいていない方はどうでしょうか。では、7番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私の件はサラ金業者からどうのこうのと言って、殺人に至ったわけですが、冒頭陳述のときは初めてのことばかりなので、言われることを聞いておけばいいのか、それとも書けばいいのか、とにかくメモ用紙をいただいたので、それを書いていたんですけども、書いていくと話がどんどんどんどん進んでいって、歯抜けのよ

うな形になって、文章を見ても分からないし、聞いておけばよかったなというのが率直なことで、頭の回転が足りなかったと言われればそれまでなんですけども、検察官のほうもさっき言われた、僕ときは検察官のほうは少し声が小さくて聞こえなかった、というのがみんなの意見、最後に出た意見だったんですけども、弁護士の方は最後はちょっと声も大きくなって、ちょっと感情的なのかなというようなどころも見受けられました。そういったところですよ。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

いろいろな方の御指摘、要するにプレゼンで訴えようとするからには、はっきり大きな声でというのは基本かもしれませんね。あとは、割と審理の最初というのは、皆さんの緊張もあるから、そこで余り大きな情報量というよりは、非常にむしろコンパクトにまとめて分かりやすくということをより考えてもらいたいと、こんなことでしょうか。いかがですか、では2番の方、どうでしょう。

○裁判員経験者（2番）

そうですね、やはり、皆さんも緊張なさっていると思いますので、やはり争点があつてこういうことを考えてほしいとおっしゃっていただいたほうが、より次への審理もいいかなと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

冒頭陳述について、検察官、弁護人から何か、後でまとめてということでも構いませんが。

○法曹三者（中山検察官）

今お話を伺っていて、冒頭陳述というのは、最初に聞いていただくという意味があるのと、あと皆さんのお考えを聞いていて、やはり、後からまた見返していただくという意味もあるのだなというふうに思っています。

それで、最初のところでお分かりいただくためには、情報を少なくしないといけないんでしょうし、後で見返していただくことを前提にすると、ある程度書いておかないと後で「なんだったっけ。」と思われてしまうのかなと思ひまして、そうすると、紙に書く分量についてはどこまで書いたらいいのかなということが難しいなと思ひながら聞いておりました。以上です。

○法曹三者（川島弁護士）

ありがとうございました。

私も今聞きながら、非常に耳が痛いといひますか、自分の担当した事件でも「ああ、確かに字が多かったな。」とか、思い返しながらか聞いておりました。今検察官もおっしゃったように、コンパクトに伝えなければいけないことは十分分かっていふつもりではあつても、やはり事件を直接担当していると、あれも言ひたい、これも言ひたいとか出てきたりとか、どうしてもするるので、そのバランスが非常に大事かなというように感じました。ありがとうございました。

○司会者（安藤裁判官）

では皆さん、ありがとうございました。

それでは今度は冒頭陳述というところの話はひとまず終えまして、むしろ審理で、証拠調べで、非常にそれぞれ皆さん御担当いただいた事件で問題になりました、お医者さんの証人尋問というところのお話を伺ひたいと思ひます。

どうしても専門家のお話だといふので、話の内容の難しさといふのはあろうかと思ひんですけど、端的に伺ひますけど、お医者さんの証言といふのは分かりやすかつたでしょうか。それとも分かりにくかつたでしょうか。

分かりやすかったというふうにお感じになった方、もしおられましたら手を挙げていただけますか。

(挙手)

○司会者（安藤裁判官）

あ、3人。

それではちょっとそれぞれにまずお話を伺います。1番の方、ちょっと御紹介いただけますでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

私のケースでは、精神科医の先生が（病名）というものについて、そのとき初めてその（病名）という言葉をはぼ皆さん聞いたような感じだったんですけれども、それについて説明をいただきました。どういうふうな経緯でそういうふうになっていくのかということ。

非常に分かりやすかったのはすごく覚えているんですけども、どういうふうに説明をしてくれて分かりやすかったのかというところまでが、ちょっと正直思い出せないところではありますが、本当に論理的で理路整然として、し過ぎているのではないかなというぐらいの印象を持ったのを覚えています。

ちょっと思ったのは、それで聞いて、その意見ありきみたいな感じからその後の話が動いていったというのは、すごく印象に残っているところなんですけど、それぐらい話としては分かりやすかったということ覚えています。

○司会者（安藤裁判官）

ということは、1番の方はそのお医者さんのお話を聞いて、御自身もそのとおりでと思われて、そのとおりにその後の御自分の心証といいますか、判断というのが築かれていったと、こんなようなことだったのでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

そうですね。それありきに近いぐらいの、雰囲気は何かちょっと、空気が漂って、その後は漂ったのかなというような気すら、今ながら思うのは、していますけれども。それが間違っているかどうかの判断すら、もう、分からないぐらいのところだったかなと思います。

○司会者（安藤裁判官）

もう少しお話を聞かせてください。検察官や弁護士から質問をして、答えるような形という場面もあったかと思うんですけども、そういうような質問の仕方とか、答えの引き出し方とかというのについて、何か印象に残られることとか、ありませんでしょうか。分かりやすかったか、分かりにくかったかというようなこと以外にも、何かお感じになっていることとか、思い出されていることがあったらお聞かせいただけますか。

○裁判員経験者（1番）

恐らくそれがこの裁判の中で、量刑を決めるに当たっての一つのポイントになるのだらうかと、まず雰囲気があって、裁判長の方とかもそこが、その人がそうなのかどうかというのを一つ一つ確認されるように聞かれていたのだなというふうに思いました。

正直、私なんかが聞いていて、そこに対して確認が、どうして必要なのかまではちょっと理解がし切れなかったというところはあるんですが、話の内容としてはすごく分かったなというのが印象に残っています。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

では先ほど手を挙げていただきました2番の方、お話を伺わせていただきたいと思います

思います。お願いいたします。

○裁判員経験者（2番）

とても丁寧に分かりやすく、本当にとつとつとお話をいただきまして、「あ、よく分かるな。」ということで、例えば、腸内温度を調べることにより死亡推定時間が分かる。だから何時間前に亡くなったんだとか。それから、この事件はおばあちゃんが屋根から落ちて死ぬ。だから私たち素人は、落ちるまでの手だて、管理者の責任のほうを問うのではないかと、そこは置いておいて、遺棄致死だけと言われて、またそこに戻ってきまして、やはり骨折だけでは死なないという、その説明をるしていただきました。午前と午後にわたって。

その放置したことによって、出血が多くなって、体の中に回って、死に至ったんだという致死のことをすごく丁寧に話してくださいましたのと、検察官さんが先ほどおっしゃったように、ポイントポイントで「あ、ここ、こういう罪なんだな、こういう罪なんだな。」と分かる、質問もとても上手というか、そこでほとんど「あ、だから死に至ったんだ。」という、そこに私たちもすごく納得しまして、そこがポイントだったかなと思って。初めてお医者さんの説明を伺ったんですけど、私も患者になりたいなと思ったぐらいでした。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

この証人のお医者さんというのは救急救命医の先生でしたね。難しい専門用語だとかそういうのは出てきませんでしたでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。救急救命医師さんを教えていらっしゃる先生で、とても詳しくあったんですけども、難しい言葉はありませんでした。そして私たちに分かるように分か

るように、とても説明してくださったと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

もう一方、手の挙がった5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

そうですね、私の担当していた事件は、なたで殴られたという事件だったんですけど、頭蓋骨に陥没骨折したような跡がありまして、そのレントゲンの写真とかを視覚的に見せてもらったので、すごい分かりやすかったと思います。

ですが、結局、殺人未遂で死には至らなかったんですけど、後遺症が残っていて、その後遺症が発生するまでの経緯として、なたで殴られたのか、その後自分で逃げるときに転んで頭を打ったという、二つのことがあって、犯人に殴られてか自分で転んだのかどっちが後遺症の原因なのかというのが分からなくて、はっきりしなくて、検察の方も弁護士の方もお医者さんに「どっちが原因だと思いますか。」みたいな質問をされたんです。

それだから、医者の方は、「そんなことは分かるわけない。」みたいに、ちょっとけんか腰になってしまって、結局そこが何かどっちか分からないなというままで、なったのかちょっと、そこはちょっと分かりにくかったなと思いました。視覚的にはすごい分かりました。

○司会者（安藤裁判官）

お医者さんの話としては分かりやすかったということなのでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

話自体、外傷の説明自体はすごい分かりやすかったです。

○司会者（安藤裁判官）

今肝心なところの質問というのが、それぞれ検察官，弁護人から投げられていたんですけど，そのところの話といたしますか，くだりは，いま一つ分かりにくいということになるのでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

結局，誰も分からないことを聞いているような感じがして，結局分からないなど自分でも判断しました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございました。お医者さんの話から分からないということが分かったということなののでしょうか。

それでは今分かりやすかったという形のことで挙手いただいた方から伺いました。では，ちょっと若干休憩を入れまして，その後，では，今度は手の挙がらなかった方から，ちょっとお話を伺わせていただきたいと思います。特にお医者さんの話がうまく伝わったかどうかというのは，それぞれ皆さん大事な事件のポイントだったかと思ったので，このところは忌憚のない御意見を伺いたいと思います。

ではいったん休憩ということにいたします。

（休憩）

○司会者（安藤裁判官）

それでは休憩時間を終了いたしまして，さらに皆様との意見交換会を進めてまいりたいと思います。

先ほどお医者さんのお話というのが分かりやすかったのでしょうか，どうでしょうかということをお訪ねしました。8番の方も分かりやすかったという御意見だった

ということですか。

○裁判員経験者（8番）

はい。お医者さんは精神科医の方で、その事件が覚醒剤を以前にしていたという被告人の方についての話だったんです。その覚醒剤の影響がどうあったかということの話をされていたんですけど、難しいなと思う専門用語とかも出てきたようには思ったんですけど、割と分かりやすく細やかに話をしてくださっていたなという印象で、そのお医者さんも割とそういう法廷の場で証言されるのも慣れていらっしゃるといふこともちょっとお聞きはしていたのもあって、本当にちゃんとはっきりと伝えてくださっていたので、聞いているときには「あ、なるほど。」ということ、何か分かりやすかった印象が残っています。

結局その話がやはり判決を決めていく中でもすごく大きな要素の一つにはなっていたかなとは思っているので、そういう話を通してまたみんなで考えていけたことは大切だったなと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

それでは先ほど手が挙がらなかった方で、別にそれは分かりにくかったということとイコールではないのかもしれませんが、お医者さんのお話について、どんな印象をお持ちなのかとかいうことでお尋ねしたいと思うんですが。

3番の方いかがでしょうか。3番の方の事件というのは、3名のお医者さんの尋問を行ったということなので、それも1日がまさにそのお医者さんの証人尋問の日に合わせていたということだったので、なかなか審理のボリュームとしても非常に医師の尋問というのは大きかったということになるかと思うんですが、お話しただけですか。

○裁判員経験者（3番）

何かもう記憶が曖昧なんですけど、3名の先生というのは教授だったんです。それで直接には携わってはいらっしゃらない。だから外部からお見えになって、こんなときはどうだこうだと言って、言われて、頭か首かという、死因が頭のほうか、首の死因で亡くなったというので、だから暴行に因果関係があったかどうかのこので。

その方の、被害者の方はちょっと脳のほうの手術もされていたんです。だから脳のほうもちょっと争点になって、首、何かよく聞いたことのないような迷走神経とか、びまん性何とかかんとかという、あれとか、反射性心停止とか。だからもし頭のほうだったら脳挫傷とか、いろいろそれで頭部損傷だったらびまん性軸索損傷とか、聞いたことのないような名前がずらずら出てきて、結果、やはり、3人の教授の先生方は「直接携わっていないからよく分かりません。」みたいな。

ではどういうふうにして審理するのだろうかということ、いまだに私はその死因がよく分からないんですけど、写真を持って見えたんですけど、血液が出ている写真は余り見せられないという、画面に出すことができないからと言って、ちょっと白黒だったんです。だからよく分からないし。ここがこうなって、ああなったと言われても。

だけど、何か弁護士の先生が私のちょうど前だったんです。紙をペラペラペラペラして、何か血液が出たような写真を持ってうろろうろされていたので、結局、「だったら画面で見せてくれたほうがよく分かるのにね。」とか思いながら、ちょっと隣の人としゃべったりしていたんですけど。

だから、この事件はすごく難しい事件で、直接解剖された先生とかは出られなくて、外部からの教授の先生が、こんなときにはこういうのが原因で亡くなります。だから結局、よく分からない事件でした。

○司会者（安藤裁判官）

お医者さんの話もかなり専門用語が出てきて、それが分かりにくかったということも一つの分かりにくさになっているのでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。今まで聞いたことのないような名前だったので、頸部圧迫とかというのだったら聞いたことはあるんですけど、何か動脈洞とか、何か余り専門用語でしゃべられても、説明はされたんですけど、「首の左右の内部の頸動脈分岐部分にある圧迫を認知して心臓の動きを制御する。」とか、「頸部動脈の近くを通る神経で圧迫を感知して心臓の動きを制御する。」とか、そう言われても、図で示していたなら、ここがこうなったからここは感知して心臓が止まりましたとかというような説明ではなかったもので、結局よく分かりませんでした。

○司会者（安藤裁判官）

言葉による説明だけでは分かりにくいところがあったということなのではないでしょうか。例えば、図みたいなものとか、人体図みたいなのがあって、「ここがこういうふうになっていますよ。」というような説明になれば、もっと分かりやすかったということでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

何かコピーをしたような写真，ちょっと言ったら悪いんですけど，ちょっとうろ覚えなんですけど，コピーをしたような画面だったので，ちょっと黒っぽく見えて，ここがああだこうだではなくて，ここがこういうふうにして通っているのがここが止まったとか，そうなのではなくて，専門用語でずっと言われたので，よく分かりませんでした。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

もし、では、こういうような形にしてくれたら分かりやすかったのにとというようなことで、アドバイスみたいなことをいただけるのであれば、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

それこそ人体の絵を描かれて、「ここが心臓で、ここが何で、ここは頸部で、こういうふうなので、ここに圧迫が加わって切れて心臓に達した。」とか、頭の形で「ここに脳があって、これが陥没して。」というような説明なら分かるんですけど、何も、全部写真だったので、よく分かりませんでした。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

3番の方の事件というのはちょっと随分お医者さんの数も多くて、大変だったようですが、ほかの方はいかがでしょうか。精神科医の先生の話はむしろ余り人体図というところと関係がない話も多いと思うんですが、ほかの方でお医者さんの話が分かりやすかったかどうかという点、いかがでしょうか。では7番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（7番）

私のほうは、3番さんとは違いまして、実際に司法解剖をされて原因がはっきり分かったと言いますか、灰皿で頭部を殴ったりとか、胸には灰皿の跡が、ギザギザがついているんですけど、被告人は「胸は殴っていない。」というようなところで、それで、首を絞めたりとか、いろいろな殺意行為をするわけですけども、テーブルがあって本当に狭いところなので、本当に殴ることができないというようなところではあるんですけども、そここのところがどうなって肺に達する、というか、被害者のほうも肺の手術をしてあって、そこに圧迫が加わって亡くなったのが死因だろう

というようなところで、ちょっと食い違いがいろいろあって、最終的には裁判長と一緒に丁寧に説明していただきまして分かったというようなことで、お医者さんの言うのもさっき言われたように専門用語で話されるし、声が小さかったり大きかったり、ちょっと分かりにくいようなところもあったりして、聞き直しをしたりしたというような記憶があります。

ただと言うように、本当に死因に関することはお医者さんしか分からないので、そのところはやはりはっきり、さっき言われたように、私のときには図を示したりとか写真とか、そういったもので丁寧には説明していただきました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

写真とか図面は使ったんだけど、専門用語であったりとか、お医者さんの話す声が小さかったりとかということで、やはり分かりにくいところが残ってしまったということなのではないでしょうか。

○裁判員経験者（7番）

はい。お医者さんは本当に分かっているのだらうと思うんですけど、私らみたいな素人の中では、もう少しゆっくり分かりやすく説明をして、しゃべっていただければよかったですけども、そのところがちょっと後でみんなで議論をして分かったんですけども。

お医者さんも時間制があったりして、何かお忙しいので、余り裁判所のほうで縛るのも難しいのかなとは思ったりしたんですけど。もうちょっと時間を置いて、しゃべっていただければより分かりやすかったかなと思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はお医者さんのお話はどうだったでしょうか。分かりやすかったか、分かりにくかったかとか、あるいはほかのことでも構わないですけど、「もっとこうすれば分かりやすかったのにな。」というふうにお感じになるようなことがあったりとかしたら、ぜひともお話しいただきたいんですが。では6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

私が担当をしたのは、軽度の知的障害者の人で、実のお兄さんが実の弟を40カ所以上めった刺しにする。それが、だから、その知的障害がそういうふうなことをしたのかどうかというような話で、医師の証言とか話を聞いたんですけど、すごく説明はたくさんあって、説明自体が分からないわけではないんです。

ただ、ではそれをもって、自分たちがそれがどんなに影響しているのかとかを考えるとということになると、情報はたくさんあるけどどう考えたらいいのかな、というような迷いはすごくあったなと記憶しています。

結局最後に長い話があった後で、「その知的障害がどこまで影響したのかどうかは分からない。」みたいな話だったと思うんです。だったら最初からそこを言って、なぜならばみたいな形でこういう状況がありますという話をしてもらったほうが、聞いたときに、後から考えるときに、もう少しいろいろなことを感じながら聞いたのかなというのはちょっとありました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

そうすると、最初にここが知りたいというところの結論みたいな部分を話してくれて、どうしてそう考えるかという理由を後から言ってくれたほうが分かりやすかった、こういうことでしょうか。

○裁判員経験者（6番）

そうですね。はい。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。特に裁判員，補充裁判員の方から，御経験者の方がな
いようでしたら，検察官，弁護士のほうで御質問があれば。

○法曹三者（中山検察官）

先ほど3番の方から，白黒の写真がよく分からなくて，「どうせならカラーで見
せてくれればよかったのに。」なんて御発言がありましたけれども，皆さんが御覧
になった写真で，例えば白黒のものを御覧になっていて，「これがもっとカラーだ
ったら分かりやすかったのにな。」とかいうことでお感じになったような場面とい
うのはありましたですか。

○司会者（安藤裁判官）

7番の方，どうぞ。

○裁判員経験者（7番）

すみません，失礼します。大なり小なり，白黒よりは赤いほうがはっきりは分か
ると思いますけども，余りその事件の強弱によっては，血だらけのようなところを
見るのも，ふだん見ていないから，気分が悪くなって退席するようなこともあつた
りして，そのところは私のときも白黒とかカラーも部分的ではありましたけども，
見ましたけども，いろいろ裁判所の方は配慮されているのかなという気はしたんで
すけど，最初の方に裁判所に来て気分が悪くなる前は，ヘルプデスクですか，そ
ういったところに行きなさいというのを言われた関係上，自分自身もちょっと構え

るようなところがあったりして、さっき言った、お医者さんの写真を見るときにもある程度心得て見ましたけども、私の場合はそう違和感がなくて、さっき言ったように、お医者さんが自分で解剖をされていますので、そのところは私の件については理解はできたというようなところですよ。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方は、今検察官からの御質問ですが、何かお話しただけるところはありますか。では3番の方、どうぞ。

○裁判員経験者（3番）

私が担当した事件は、ちょっと死因で、原因で揉めていたみたいなので、だったらここまで長引くのだったら、もう少しきちっとした資料が欲しかったです。

○司会者（安藤裁判官）

それはカラーか白黒かということとは別として、資料として十分なものを、ということですか。

○裁判員経験者（3番）

カラー、だって、弁護士の先生がペラペラペラペラ、みんな見ていたので、その赤いところを。だから別にもう、覚悟しているから、カラーのほうが別に隠されても、そのところで、もうやられていたので。

それよりか、赤くても黒くてもいいですけど、ここがこうだああだというのを示してほしかったんですよ。だって、それで揉めていたみたいで。それに教授の先生が3人も出てこられても、「自分が担当していないからちょっとよく分かりません。」みたいなことを言われて、だったらこんなに長引くまでどうして放っていた

のだろうという、司法解剖をされたのなら、その先生が早く出てこられて、早く片づけてあげたほうが被告の人にもよかったのではないかなと思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

今のお話ですと、結局カラーか白黒かという問題とはまた違って、ちゃんとした判断のできる資料、それは図面でもあれば図面で、分かりやすければ図面がいいし、写真が一番分かりやすいのであれば写真がいいし、そういうもので的確な証拠調べといたしますか、よく分かる証拠調べをすべきだということですかね。

○裁判員経験者（3番）

ちょっと生意気なようなんですけど、3人教授の方が出られたんですけど、何か皆さん違っていたんですよ。結局、一人の先生を攻撃するみたいな感じで。何か「いや、私は今まで何千体という、していますから間違いありません。」、「いやいや、あなたの感じはちょっと、では、何ページの何行目に載っていますか。」みたいな、そんなのを言われてもこっちは分からないし、それだったら、早く解剖した先生が出てきて、「ああでした、こうでした。」と言われたほうが全然分からない教授の先生が出てこられるよりも、よかったのではないかなと思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

それでは証人尋問の話題はこの程度といたしまして、最後に論告弁論、これはそういうお医者さんの話などを含む証拠調べが終わった後に、それぞれ検察官、弁護人からの最終的な意見を述べられます。「この事件はこうで、こういう判決をすべきだ。」ということの最終プレゼンということになるんですが、それについて、争点について、分かりやすいものだったかどうか、皆さんそれが非常に参考になった

かどうかと、こういうようなことをお尋ねしたいと思います。

まずどなたからでも結構ですけど、まず何か論告弁論についてお話ししていただける方はいらっしゃいますか。もしおいでにならなかったのであれば、特に今回はお医者さんの尋問ということをやって、それが非常に最終的な結論を出すのに重要なものだったということですので、こういうようなお医者さんの証人尋問の結果も踏まえた上で、それぞれの最終的な意見というのが分かりやすく説得力のあるものだったかどうか。皆さんに訴えるようなものだったかどうかと、こういうところでお尋ねしたいと思います。 「非常に分かりやすくて心を動かされた。」という方はいらっしゃいましたら、どちらの意見でも結構ですけど、そういうものが印象にある方はおいでになりましたら。

では2番の方ですか。では2番の方、お話しいただけますか。

○裁判員経験者（2番）

本当は落ちて、骨折をして、普通一般人であればドンという音を聞いて、2階から落ちたら即救急車を呼ぶと思いますが、救急車を呼ばずに2階の自室に運び上げて放置をしておいたという事件だったんです。

落ちた時点で骨折をした段階で救急車で運んでおれば、いかに朝の通勤時で混んでおろうとも、何分で着いて、その何分間の出血が命をとる骨折ではないと。放置したがゆえに出血が多くなって、内臓とかを圧迫して死に至ったんだという、本当に写真を見せていただかなくても理解できる事件でしたので、「あ、致死という、死に至るその罪については、あ、ここで放置しなかったら、介護職という専門職を持ちながら、病院に運ぶということをしなかった、そのいわゆる、過失においては、本当に先生のお言葉で100%理解できるな。」という。

先生がおっしゃるには、「骨折が治らなくて、長く寝ることによる後遺症は出る。だけど、そのことによって命を失うことはないでしょう。」という、本当に分かりやすくおっしゃっていただいたので、今回はふだんの病気に対しても非常に参考に

になりましたし、皆さんが納得の行く説明の仕方をしていただいたのではないだろうか
かなと思っております。

○司会者（安藤裁判官）

そういうお医者さんの話を踏まえて、検察官や弁護人の最終的な意見というのは、
分かりやすいものだったでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

検察官さんは本当に分かりやすく、やはり皆さんに伝えましたし、弁護人さんは
本当に何か救ってあげるところがある被告人だったらもう少し頑張られたんだと思
いますが、途中で弁護人さんがいら立って、「本当のことを言っているの。」とい
うようなこともあったりしまして、弁護人さんも辛いのだなというのを今回よく分
かりました。

何かやはり、救ってあげたいところが、減刑に向けてのあれもあるのでしょうか
けど、とてもはっきりしない性格の方だったので、その性格も災いしたのかなと思
いますけど、弁護の余地のない案件を弁護人さんが受けた場合は大変だなと、ひそか
に私は思っておりました。

本当に検察官さんはとても分かりやすかったと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。検察官、弁護人からの最終意見。これが非常に分
かりやすいものだったか、どうなのか。あるいは、その後に皆さんが話し合う評議
について、非常に参考になるものだったかどうかと。こういうようなことで、お話
をいただきたいんですが。どうぞ。

○裁判員経験者（2番）

私たちがそこまですごく納得できたというのは、評議の間に担当の裁判官さん3人が、とても丁寧に分かるように説明をしてくださって、私たちの意見を出しやすいようにもっていかけてくださったんです。だからみんな、身内のように分からないことを全部話し合えて、それで分からないところはその評議の間に十分尽くしたので、とても分かりやすかったのではないかと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。例えば4番の方、いかがですか。検察官、弁護人の最終的な意見というのを見て、これは非常に分かりやすく、納得したなという感じでしょうか。それとも何か違うような感想をお持ちでしょうか。

意外と、聞いていて頭に入る感じだったですか、それともなかなか頭に入りにくかったという感じですか。

先ほど冒頭陳述、最初のところというのは皆さん緊張感もあって、なかなかそのところに多くのことを言われても頭に入らないという方が多かったように思うんですけども、審理の一番最後の場面、最終的なプレゼンテーションということになるかと思うんですが、検察官、被告人。その段階ではどうでしょうか。

どういう判決にすべきだということで、「こういう判決にしてほしい。」ということそれぞれが言われますけども、それについて、なるほどなというふうにお聞きになったのか、それともちょっとよく言っていることが分からないなという感じなのかとか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね。裁判が始まったときから、被告人の方も自分の罪を認められていたので、あとは「殺す必要はなかったのではないですか。」というような感じの検察

官の。

○司会者（安藤裁判官）

お医者さんの証人尋問を聞いていただいて、それがお医者さんの話がこうだからこうではないですかというふうに、うまくつながったプレゼンテーションになっていたのか、それともちょっと何か、そことは、そういう感じではなかったのかというの、はどうでしょうか。

御自身としては、どちらかの最終意見に心を動かされたところというのはありますか。

○裁判員経験者（4番）

そうですね。私的には、最後辺りで、本人も認めていることだし、殺してしまったことは悪いんだけど、でもやはり、長年大変で、やはり被告人の人もやはり精神的にすごい疲れていたみたいですよということから、少し気を軽くしてあげられればいいかなという感じにはもっていかれたかなと思いました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。検察官、弁護人のそれぞれの最終意見。1番の方、どうぞ。

○裁判員経験者（1番）

先ほど被告人の方にある程度精神的な疾患があるという話に基づいて、検察の方と弁護人の方がお話をされた中で、ちょっと最後に自分が意見を整理する中で若干悩んだ部分がありまして、というのが、検察の方は自宅への放火未遂だったんですけれども、その火をつけるという行為に対して非常に危険ではないかということ

のお話だったと思います。

それで一方、弁護をされた側の方は、火をつけたと言っても短絡的にやられていることなので、「油をまいて火をつけたといっても、菜種油で火をつけて燃え広がってもいいし、大したことがなかったではないか。」と。その結果に対しての意見を求められている部分のような気がしまして、それで、それはどちらが重要なのだろうというのを、ちょっと悩んで最後にみんなで話をした記憶があります。

結局、結果とか、その程度によってその行為の重要性というのがもしかして決まるのか、それとも行為自体が危険性、というところで決めるべきかというのは、ほかの事例とかはちょっと分からないんですけども、議論して決めるべきなのか、それとも何かこういったものはこうするんだというのがあったのかというのが、当時ある程度理解していたつもりなんですけど、やはりちょっと少しぼやっとしているところで、結局自分の意見に基づいて判定をしたのかなという気がします。

というのも、家が燃えたかもしれないし、燃えなかったかもしれないというところで、私はどちらかというとなら燃えただろうという意見でお話をした記憶があるんですけども、燃え広がらなかったかもしれないとなると、その行為自体の危険度も下がるのかどうかというところは、ちょっと悩んだなという、ちょっとその話がずれたかもしれないですけど、感想があります。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

逆に今そういうふう悩まれたということは、それぞれ検察官、弁護人が着目してほしいところとか、意見の隔たりというのは、聞く側に分かったからこそ、この意見の違いが分かることによって迷われたというふうなことなのではないでしょうか。

○裁判員経験者（1番）

確かに今言われてみたらそういうことかもしれないです。ただ事実だけなのか、

その行為の危険性というところにその社会的な倫理観とかも含まれるのかというのは、ちょっともしかしたら分からなかった部分かもしれないです。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。検察官，弁護人の最終意見というのは。では3番の方，どうぞ。

○裁判員経験者（3番）

この事件が何が難しかったかといいますと，冒頭陳述のときに，検察の方が，向こうの被害者の家族の人が何の非もないのに暴行を受けて殺してしまったという話だったんです。だから「ああ，そうだね。それではちょっといかんね。暴力をふるって殺してしまったらやはりいかんよね。」と。でも何でここまで揉めているのかねという話だったんです。

裁判がずっと続くにつれて，内容を聞いてみれば，その加害者だった男の人は本当にいい人で，いい人と言ったらちょっと語弊があるかも知りませんが，その被害者の人に道を聞かれたんです，酔っ払っている被害者に。ずっとついてくるから，「それではそっちのほうへ行くから，では，連れて行ってあげるわ。」とか言って，日常本当，茶飯事，誰にでも起こる話だったんです。

その人が親切にずっとそこの道まで案内するのに，その途中，その酔っ払った被害者がその男の子にのしかかって，わいせつな行為をしたんです。それで男の子は「ちょっとやめてくれよ。」みたいなことで，最初は静かにしていたみたいで，「ちょっとやめてくれよ。」と言ったら，「お金を払ったら，それでいいのか。」とかいうような感じで，そういうことになって，「いいかげんにしろよ。」とか言って，その男の子もおとなしい子だったんですけど，もういいかげん頭に来たのでしょう，親切にしているのに。それでちょっと蹴ったらしくて，その打ち所が悪か

ったのか、何回も蹴ったせいで亡くなったのか、それがよく分からない。

だから最初に私がその裁判をした当初に聞いたときは、ただの暴力沙汰だと思っていたんです。でも内容を聞いてみると、その加害者の男の子は親切でそういうふうにしたのに、被害者の人がそんなことをするから、頭にきてちょっと殴って、そんなことで死にはしないだろうと思って、「いいかげんにしろよ。」とか言って、帰ったらしいんです。

そうしたら、何か、死んだという話を聞いて、親は寝ていたのを、それを「殺してしまったから。」と言って、出頭したらしいんですけど。だから、この裁判にはいろいろ先生方が出てみえて、何が原因だったかという話もそうなんですけど、実際にどうしてその事件が起こったかという原因のほうを、何かちょっと重視してしまっ、何か最後に弁護士の方もちょうと涙ぐまれていたし、本当に、何かちょっと難しい事件でした。

だから、量刑を決めるときもちょうと感情移入をしたかも分かりませんが、ちよつと何かいつもとは違う、ただの暴力事件ではなかったと思います。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

そういたしますと、死亡の原因が何かということも大事だけれども、非常に、いきさつとか、どうしてこういうことになったかということをもっと、本当はそういうところにも重点が置かれるべきではなかったのか。最終的な検察官、弁護人の意見というのは、3番の方が重要視すると言っている点について、十分応えるものにはなっていなかったのでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

そうですね。最初はだから、原因ばかりを追求して、死因を追及し過ぎて、ちよつと長くなったんですけど、実際にはでも、本当にみんな、道を歩いていたらそれ

はあり得ることだし、まさか男の人からそんなセクハラを受けるなんてことを、その男の子も考えてもいなかったことだと思うんです。

だから何か、そういう過程もやはりちょっと、もうちょっと議論というのかをして、死因もですけど。

何かちょっと、難しい事件ですよ。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

何かいろいろ単純に論告弁論のあり方という以上に、いろいろな深い課題とかがありそうな事件だったように思います。

ほかの方は何か検察官、弁護人の最終的な意見、あるいはそれが評議でどのように参考になったかということでお話しいただける方はありますでしょうか。

そうしたらお一方だけ、5番の方、お尋ねしてよろしいですか。5番の方もいろいろ事件について、争点といいますか、問題点が多かった事件なんですけど、検察官、弁護人の最終的意見というのは、そういうものに対して十分うまく説明ができていて、聞く人に分かりやすいものだったでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

この事件は遺産相続の話も少し絡んでいたんですけど、その話があって、検察のほうは別に全然触れずにいたんですけど、弁護側のほうは結構重要視していて、ちょっと何か少し情に訴えかけるといえるか、何か論点がちょっと違うのかなというところがありました。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

検察庁、弁護士会からいかがでしょうか。何か御質問など、ありましたら。

○法曹三者（川島弁護士）

弁護士の川島ですが、特に医師の尋問ということなんですけども、精神障害とか特に知的障害とか、心の病とか頭の関係での医師の話があった裁判に参加された方にちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど1番さんのほうから「（病名）」という言葉自体、初めて裁判でお聞きになったというようなお話もあったように思うんですが、（病名）とか、何とか障害というような話を法廷でお聞きになって、恐らく検察官はそういうのがあっても大して刑に影響しないとか、あるいはそもそも障害がないとか、そういう主張をして、弁護人のほうはその障害が刑に軽くする方向で影響するんだというような主張を普通はするんだと思うんですけども、その障害があるから刑を軽くするという、その仕組みと申しますか、理屈と申しますか、そのあたりを法廷で主に弁護人が多分説明したと思うんですが、それが、障害があつてどういう理屈で刑を軽くするのかという、その理屈がストーンと納得というか、落ちたかという点、あるいは、弁護人の言っていることがよく分からなかったけど、評議室に帰って裁判官から説明を受けたら分かったというような点があるか、あるいは、そもそも何で障害があつて刑を軽くするのかよく分からないというような御意見があればそういう御意見でも結構ですし、その辺りちょっと教えていただけることがあればうれしいなと思います。

○司会者（安藤裁判官）

どなたか、いかがでしょうか。精神障害という問題がどう刑の重さに関係しているのかというところですが、御経験された方で。

○裁判員経験者（6番）

私の記憶の中では、軽度の知的障害がありきだったような方向性で弁護人の方の弁論が進んだような気がするんです。部屋に帰って、話し合いの中で繰り返しあつ

たのは、かたい事実を確認し合いましょう。そこから考えましょうということを繰り返し話されたので、それで検察官の方の話と弁護人の方の話と、あとは被告人の証言と、いろいろみんなで出し合って、それで何が事実なのかということで、結論を出していったと認識しているんです。

だから今の川島さんのことに対してもし私が意見を言うならば、余りにも「こういう精神的なものがあるから全部こうなんですよ。」というふうに見えるような形でされてしまうと、何かだんだん入ってこなくなるんです。

もっと状況というのはいろいろあるから、「こういうのもある、こういうのもある、こういうものもあるの中に、ここの部分は大きく例えば影響したんですよ。」とかというふうにしてもらったほうが、何か余り「弁護人というのはやはり被告人を保護するから、こうなってしまうんだよね。」みたいな、変な先入観というか、そういうのはあって、何かちょっと検察側の資料のほうに私はちょっと偏っていたかな、というのは、少し思います。すみません、ちょっと、取りとめのない意見なんです。

○司会者（安藤裁判官）

ありがとうございます。

川島先生、よろしいでしょうか。

○法曹三者（川島弁護士）

はい、ありがとうございます。

○司会者（安藤裁判官）

本当に皆さんからまだまだお話を伺いたいところではあるんですけど、残念ながら時間が来ています。司会の不手際で皆様から十分なお話を引き出せたかどうかということは自信がないのですが、本当に忌憚のない御意見を伺えたと思います。

我々裁判所はもちろんのこと，ここに御出席の検察官，弁護士会の弁護士におかれましても，皆様から伺いました貴重な御意見をそれぞれの訴訟活動に反映して，より良い裁判を目指すということを，この場でちょっと，僭越ながら代表させていただいてお約束したいと思います。

本日はお忙しい中，御参加いただきましてまことにありがとうございました。

別 紙

質 問 事 項

はじめに

- 1 裁判員，補充裁判員を経験され，どのような感想や意見をお持ちですか。

医師の専門的知見が問題となる事件における審理について

- 2 冒頭陳述

検察官，弁護人の冒頭陳述で，何が争点で，証拠調べではどこに着目したらいいのか，分かりましたか。

分かりやすかったのであれば，どのようなところでしょうか。

分かりにくかったとすると，どのようなところでしょうか。

- 3 医師の証人尋問

医師の証言は分かりましたか。

分かりやすかったのであれば，どのようなところでしょうか。

分かりにくかったとすると，どのようなところでしょうか。

- 4 論告，弁論

検察官の論告，弁護人の弁論についてお尋ねします。

争点についての説明は分かりやすかったでしょうか。

評議をする際に，検察官の論告，弁護人の弁論は参考になりましたか。